

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

既存の単独処理浄化槽、またはくみ取便所から、自主的に合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

対象となる浄化槽

- ・浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- ・生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの。
- ・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日衛浄第34号)に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するもの。

補助金対象区域 公共下水道の事業計画区域外の区域

補助金の交付要件 対象区域内に居住し、住所を有する方が、既設の単独処理浄化槽、またはくみ取便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方。ただし、次の事項に該当する方は、補助を受けることができません。

- ・浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出を受けずに合併処理浄化槽を設置する方。
- ・建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項に規定する確認を受けて合併処理浄化槽を設置する方。
- ・販売、または賃貸の目的で合併処理浄化槽を設置する方。
- ・補助金の交付決定前に補助事業を着手した方。
- ・11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する方。
- ・住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られないもの。
- ・市税を滞納している方。

補助金の額 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分	限度額
・5人槽	332,000円
・6～7人槽	414,000円
・8～10人槽	548,000円

なお、合併処理浄化槽の設置にあわせて単独処理浄化槽、またはくみ取便所を撤去する場合は、その撤去に要する費用、または9万円のいずれか低い額を加算します。

また、合併処理浄化槽の設置にあわせて宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用、または10万円のいずれか低い額を加算します。

申請される方へ 補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問合せ先 下水道課 ☎441・7116 FAX441・7137

巡回バスニュース

〔利用状況〕

	運行日数	西部巡回ルート		西部巡回ルート		東部巡回ルート		計
		左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	
令和2年3月	14	98人	93人	72人	71人	31人	26人	391人
累計(平成29年10月31日～)	379	3,675人	2,875人	3,822人	4,955人	1,424人	1,486人	18,237人

【ゴールデンウィーク中の運行について】

あま市巡回バスは、大型連休(ゴールデンウィーク)も火・金・日曜日は通常通り運行します。お出かけのときに巡回バスを利用してみませんか。目的地までの経路など分からないことは、お気軽にご相談ください。

問合せ先 企画政策課 ☎444・1712 FAX444・0982